

第2回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和5年8月10日

上富良野町農業委員会

第2回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分から午後1時55分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	6	前田 満
7	沼沢 春美	8	向山 直	9	菊地 信幸
10	内田 透	11	谷口 弘道	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第2回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第2回上富良野町農業委員会総会を開会いたしま
す。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
1番 長谷川岩夫 君 2番 春名正義 君 を指名いたします。

議長 日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。
令和5年8月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は3筆合計で12,799㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年7月13日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和5年4月12日から令和13年11月30日まででした。

2番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、計1筆。地目は公簿現況ともに田。面積は1筆合計で5,156㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年7月28日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和4年8月12日から令和13年11月30日まででした。

本件は、この後の議案第2号に係るものであります。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年8月10日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

1番

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田。面積は4筆合計で43,584㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所15番 について、提案に関する補足説明を願います。
8番 向山 直 委員。

向山委員 8番 向山です。諮問第1号 所15番 について、補足説明いたします。

出し手 札幌市中央区の公益財団法人北海道農業公社。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近になります。

農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社と5年間の賃貸借契約が期間満了となるため、〇〇さんへ売渡しとなります。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和5年8月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で11,706㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田及び畑。面積は7筆合計で11,129㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤 職務代理 12番 佐藤です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
新規就農される〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番について、これより質疑に入ります。

内田委員 青年等就農計画認定とありますが、これは認定新規就農者とは別のものということでしょうか。

事務局 同じものです。正式名称が青年等就農計画認定となります。
新規の方は認定農業者ではなく、こういう名目となります。

- 内田委員 計画が認められたということで、農地を持てるようになったと。
- 事務局 事前に研修だとか、計画内容を見て、農地を持って大丈夫だという判断に。
- 議長 ほかにありませんか。
- 對馬委員 前段で出てきた〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇を合意解約して、さらに賃貸し直しで地番二つだけということだが、これは〇〇というやつだけ合意解約するという話にはできなかったのか。
- 事務局 解約の際には基本的には、契約そのものを解約するということになりますのですべての解約して必要なところを再度結ぶという処理になります。また、契約の期間についても直したいとのことで、すべての解約となります。
- 議長 ほかにありませんか
- 前田委員 共有持分〇〇分の〇〇となっていますが、あとの〇〇分の〇〇についてはどうなっているのか。
- 事務局 この土地は共有持分となっていて、別の親族の方が〇〇分の〇〇持っています。共有持分の土地の場合は持分の過半の同意があれば、農地法第3条の賃貸借ならば5年以内で結ぶことが可能です。売買の際は全員の同意書か全員が押印することとなります。
- 議長 ほかにありませんか。
- 「なし」の声あり
- なければ、これをもって質疑を終了いたします。
- これより、議案第2号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。
- 「異議なし」の声あり
- ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
-
- 議長 議案第2号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
10番 内田 透 委員。
-
- 内田委員 10番 内田です。 議案第2号 2番について、補足説明いたします。
- 出し手 上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 上富良野町〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。
- 所在地は、〇〇〇〇、〇〇〇〇付近になります。
〇〇〇〇さんと〇〇会社〇〇〇〇さんとの賃貸借となりました。
- 慎重審議をよろしくお願いします。
-

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号2番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
令和5年8月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

1番
土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田で現況が畑。面積は1筆合計で2,527㎡です。契約内容は売買で、転用目的は資機材置き場。計画内容はタイヤ保管場所53㎡、大型車両駐車場358㎡、大型車両洗車場163.9㎡、資材仮置き場270㎡、法面284.2㎡、通路1,138.8㎡、資源ゴミ仮置き場78.1㎡、資材庫106.2㎡、従業員駐車場74.8㎡です。土地利用区分は第2種農地で、転用事由は資機材置き場の増設、工期は令和5年11月1日から令和6年10月31日までです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
10番 内田 透 委員。

内田委員 10番 内田です。議案第3号 1番 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
転用者 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇付近となります。
隣接地である〇〇会社〇〇〇〇の資機材置き場の増設が必要となったため、売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和5年8月10日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

土地の所有者は ○○○○の○○○○さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町○○○○番○○、計1筆。地目は公簿が田で現況が農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で200㎡です。申請目的は地目変更です。調査員は谷口委員、長谷川委員、前田委員で、令和5年7月25日に調査を行いました。当該地は平成29年に富良野土地改良区がパイプラインを建設し、以後パイプラインとして利用しています。

2番

土地の所有者は○○○○の○○○○さん共有持分○○分の○○と○○○○の○○○○さん共有持分○○分の○○、申請者は○○○○さんです。土地の所在は上富良野町○○○○番○○、計1筆。地目は公簿が畑で現況は農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で1,093㎡です。申請目的は地目変更です。調査員は佐藤委員、内田委員、沼沢委員で、令和5年7月27日に調査を行いました。昭和54年頃に住宅を建設。住宅の一部が農地部分にはみ出していたため、令和2年に分筆しました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号1番 について、提案に関する補足説明を願います。
11番 谷口 弘道 委員。

谷口委員 11番 谷口です。議案第4号1番について、補足説明いたします。

7月25日に長谷川委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は田ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号1番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第4号2番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤 12番 佐藤です。 議案第4号2番 について、補足説明いたします。
職務代理

7月27日に 内田委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さんが、共有持ち分○○分の○○、○○○○の○○
○○さんが、共有持ち分○○分の○○の所有となります。
所在地は○○地区の○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は畑ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号2番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号2番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第2回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。礼。

以上、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後1時55分

上記第2回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年8月10日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____